

## オンライン・オフラインにおける名乗りと「本名」

### ～戸籍姓・生来の姓・家族の姓

What is your online and offline “Real Name?”

: Situational Use of Legal Name, Birth Name and Family Name

折田 明子 (Akiko ORITA)

†関東学院大学 人間共生学部 准教授

#### [Abstract]

One’s name represents one’s identity, and a situational name used in an appropriate context respects one’s privacy in social life. While the Internet may allow freedom to choose any screen name, social media, however, has become anchored in real-life personal relationships; thus, a real name is required for several services. Married couples in Japan have no choice but to choose one surname—mostly the husbands’—after marriage. Thus, some individuals have been struggling to retain their birth or maiden surnames. The purpose of this research is to examine the effect of social norms, both online and offline, on marital situational name usage. The result of quantitative research via online questionnaire for both legally married and de facto married men and women show that a social norm exists, especially in the off-line context, although it does not apply to professional name usage. In social media, where users are able to choose different screen names, different situations provide opportunities for using the name based on context, relationship, and purpose. Despite the requirement of displaying both maiden and legal surnames, the majority put only the maiden name on their profile. In addition, the definition of online real name includes maiden name, which applies mostly to legally married women that have changed their name.

#### [キーワード]

名乗り、本名、旧姓、結婚改姓、アイデンティティ、プライバシー

### 1. はじめに

名前を名乗ること、そして呼ばれることにはどのような意味があるのだろうか。フォークによれば、名前は人間のアイデンティティの重要な部分を象徴化するものであり、かつ感情的にも価値を持つものであるし[1]、バトラーによれば、人は名づけられることで社会的な場所と時間に導かれるという[2]。人間関係において、あるいは社会的な文脈において、人はそれぞれに応じた名前を名乗ったり呼ばれたりする。一方で、名前を使う場面を混同した場合には、アイデンティティの混乱、ひいてはプライバシーの侵害につながるおそれもある。たとえば、戸籍上の名前と、社会生活における名前が異なる場合、両者を混同することは、生活上の異なる立場について憶測を呼ぶおそれもあるだろう。

日常生活においては、名乗りは完全に自由とはいえない。たとえば、日本では婚姻や縁組みによっていわば強制的に姓を変えねばならない。戸籍上の姓は国に対しての正式な姓であるものの、社会的な文脈や人間関係によっては違う名前が「本名」たり得る可能性がある。インターネット利用においては、利用者は基本的に自由に名前を名乗ることができる。しかし、ソーシャルメディアの普及にともない、現実の人間関係が関連づけられるようになったため、その人間関係においてふさわしい名前を名乗る必要性もあるだろう。

本研究の目的は、結婚により改姓した人を対象に、現実の生活とソーシャルメディア利用における戸籍上の姓とそれ以外の姓の名乗り分けの現状を明らかにすることである。人間関係における「本名」とは、戸籍姓だけでなく、社会的な役割や関係性を象徴するものであるかもしれない。そこで、調査対象には日常的に旧姓使用あるいは事実婚という方法で名前を使い分ける男女を選び、生来の姓と配偶者と同一姓という切り口から分析を行った。

本論文の構成は次の通りである。まず、背景となる日本におけるインターネット利用時の名前と結婚制度について整理した上で、関連研究を整理する。次に、調査設計について述べ、続いて調査結果および考察を示す。最後に、本論文の貢献と限界について述べる。

## 2. 背景

### 2.1 ソーシャルメディアと名乗り

インターネットを利用する際、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を含むソーシャルメディアの利用は、すべての年代において、主な利用目的の一つになっている[3]。SNS によっては、既存の人間関係がそのまま継続されるものもある。たとえばビジネス SNS の LinkedIn には規定はないものの、ビジネス上使用している名前が使われている。Facebook は規約上本名による利用を定めている。ただし、一般にはサービスの利用者は名乗る名前を自分で決めることができる。平成 27 年情報通信白書によれば、SNS の利用において実名を利用している割合は、Facebook では 84.8%、Twitter では 23.5%、Instagram では 31.9%である[4]。なお、全般的には、SNS では実名による利用、ネット掲示板では現実世界と結びつかないハンドル利用が多い傾向があった[5]。2008 年に実施された調査では、実名であれハンドルやニックネームであれ、利用者の多くは異なるサービスでも同じ名前を使う傾向があった[6]。なお、若い世代ではソーシャルメディアにおいて実名を名乗る傾向も見られ、2015 年に大学生を対象に実施された調査によれば、回答者の 40.4%が実名、36.4%が実生活と関係のないニックネームを使っていた[7]。

### 2.2 結婚と名乗り

結婚により妻となる女性が生来の姓を夫となる男性の姓に変え、その姓を家族の姓 (Family Name) とするという形が日本で受け入れられたのは、明治時代以降のことである。明治維新の直後は、一つの家に複数の姓があることは不自然ではなく、むしろ妻は夫の家に入ってから旧姓を維持すべきとされていた。夫婦同姓が明治民法で規定されたのは 1898 年に入ってからのものであった[8]。戦後の民法改正においては、民法第 750 条「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」により、婚姻の際には夫あるいは妻の氏のどちらか一方を夫婦の氏(姓)として選ぶことが規定された。夫婦がそれぞれの生来の姓を保持したまま婚姻できる「選択的夫婦別姓制度」は、1996 年に法制審議会によって答申されたものの、野党による法案提出と廃案が続き、2017 年 5 月現在国会の議論すらなされていない。なお、2015 年 12 月には最高裁判所が、選択的夫婦別姓を認めないことは憲法違反ではないという見解を出している。

平成 25 年の厚生労働省の人口動態調査によれば、96.2%の夫婦が夫の氏を選んでいる[9]。夫婦がともに元の姓を使い続けるためには、改姓した側が旧姓を通称として使う方法があるが、旧姓はあくまで呼称として使えるのみである<sup>2</sup>。戸籍上も元の姓でいるためには、婚姻届を出さずに住民票上「妻/夫(未届)」と記載する事実婚しかないが、家族関係の証明が難しかったり、法律婚で認められる相続その他の権利が認められなかったりという不便がある。職業生活においては、旧姓使用の機会が広がりつつある。1988 年に大学教授が旧姓使用を求め裁判を起したが、その後 2001 年 7 月には男女共同参画会議において『国の行政機関での職員の旧姓使用について』という申し合わせがなされ、呼称としての旧姓使用の機会は拡大した[10]。しかし、銀行口座の開設や保険の手続き等、身分登録に係る事項は戸籍上の氏名に基づいて行われるため、職業上の呼称は旧姓であっても、給与支払い等の人事手続きは戸籍姓といったように、一人に 2 つの姓が紐づく状態になっている。また、旧姓使用ができるかどうかは、職場によって異なる。2016 年 10 月、私立中学・高等学校に勤務する女性教諭が求めた旧姓使用について、学校側がそれを認めなかったことについての裁判判決が出た。判決では「旧姓を戸籍姓と同じように使うことが社会に根付いているとまではいえず、職場で戸籍姓の使用を求めることは違法ではない」として請求はいったん棄却された[11]。その後、翌年 3 月には和解が成立し、呼称や文書では旧姓が使えることとなった<sup>3</sup>。

夫婦ともに戸籍姓を保持できる事実婚は、旧民法の時代から存在していた。婚姻届の提出が根付く前は、周囲へのお披露目こそが正式な結婚であり、戸籍上の登録より重視されていた例もある[12]。特に、戸主同士の結婚であれば婚姻届を出せなかったため、事実婚の形態を取らざるを得なかった。現在では、夫婦別姓のため、戸籍制度への疑問のためなど、様々な理由で事実婚を選択するカップルが存在する。2009 年に横浜市が行った調査では、婚姻状況について「事実上婚姻関係にある者」という選択肢があり、0.7%を占めていた。フランスの PACS 等と異なり、日本における事実婚は制度として明確に定義されている訳では無く、あくまで運用によって取り扱いが決まっている。そのため、場面によって未婚・既婚の扱われ方が変化する。例えば、保育園の保育料を決めるためには「夫婦」として扱い両者の年収を合算するが、医療費控除の際には「未婚」として医療費の合算は認められない。事実婚夫婦の間に出生した子は、母親

<sup>1</sup> いわゆる「婿養子」は、妻側の親と養子縁組して改姓した上で、夫を筆頭者として婚姻届出すもののため、これも 96.2%に含まれる。そのため、生来の夫の姓を選択した夫婦の割合はこの数字より低いと考えられる

<sup>2</sup> ただし、政府は「女性活躍加速のための重点方針 2016」において、住民票やマイナンバーカード、パスポートでの旧姓併記を進めていく方針を示しており、今後は旧姓も公的な氏として使用できるようになる可能性はある

<sup>3</sup> 日本経済新聞 2017 年 3 月 17 日の記事による

の戸籍に入り、母親の姓が名前となるが、家庭裁判所の許可を得て父親の戸籍に移り、父親の姓を名前とすることも可能である。

### 3. 関連研究

#### 3.1 ソーシャルメディアのアイデンティティとプライバシー

オフライン、すなわち対面コミュニケーションにおけるアイデンティティは、実体の存在、社会的背景そして属性という3つの要素で構成され、人間は目に見える属性、例えば性別や人種、年齢といったものに対する期待に沿うようにふるまう[13]。そうした期待に基づいたアイデンティティに沿って、人間は行動するとZhaoらは指摘する。一方、オンラインのコミュニケーションでは視覚的匿名性が存在する。外見だけでなく、社会的立場、本名、所属といったことを開示するかどうかは、自分で決めることができる。人によっては、偽の情報や不十分な情報によって、アイデンティティを再構成することがある[14]。Huらによれば、ソーシャルメディア、とりわけSNSでは「現実の自分」と「理想の自分」の組み合わせが見られ、オンラインでは特に「理想の自分」を見せる傾向があるという[15]。インターネット上では、身体的な特徴や背景を秘匿し、自分の経歴も再構成し、現実の世界の自分を見せないことも可能だというが、その理由の一つはプライバシーであるという。特に、匿名や仮名による利用は、個人情報の漏えいの対策とも言えるだろう。

一方、インターネット上のコミュニケーションは、常に匿名性が高いものとは限らない。オンラインで家族や同僚たちともつながる現在、たとえば大学生は「家族や教員」には自分のTwitter投稿を見られたくないという[7]。オンラインでの人間関係は、所属組織や共通の友人を通じて、既にオフライン、すなわち日常生活の人間関係と紐付けられつつある[13]。

オンラインとオフラインの人間関係が融合されつつあるとき、問題になるのはプライバシーである。情報を提供することのメリットとリスクを考え、どの情報を誰に見せるのかを考える必要はあるものの[16]、実際には、人間はその都度考える労力を使うよりも、用意されたフォームがあればそこに情報を埋めてしまう傾向がある[17]。特にソーシャルメディアのサービスは、オンラインの友人だけでなく、日常生活での友人同士もつながらせたいと考えており、利用者側もプライバシーの問題よりも、日常生活の友人とつながる方を優先してしまう傾向がある[16]。

#### 3.2 結婚と名前

結婚に際して主に妻が夫の姓に改姓し、それを **Family Name** とする慣習や制度は、近代化以降に西欧から広がった。アジアでも中国や韓国では夫婦別姓で子は父の姓を継ぐのが一般的である。妻の改姓による夫婦同姓が一般的な国でも、夫婦の結合姓や夫婦別姓という選択肢がある。

既婚女性が、家庭の中のみならず職業上の機会を得るようになり、妻や母といった家族の一員としてのアイデンティティと、プロフェッショナルとしてのアイデンティティという異なるアイデンティティを持つことが増えてきた。米国での既婚者の名乗りについて調査した Sheuble らによれば、アイデンティティの使い分けの一つの方法は、それぞれの場面で異なる姓を名乗ることであるという[18]。たとえば、家族で行動するときや、妻・母という役割を果たすときには「家族姓(family name)」としての姓を名乗り、仕事上は、それまでの学歴や職歴に紐付いた「生来の姓(birth name)」を名乗るという方法である。夫婦別姓という選択肢がある米国でも、子は父親の姓を継ぐのが一般的であるため、子に関わる場面では父親、すなわち夫の姓を敢えて名乗る場面が多いのも現実である。なお、子の出生にともなって、母親が自らの姓を継がせたくとも周囲の反対にあったり、また姓を同一にすべきではないかと周囲からの圧力を受けることもあるという[18]。夫婦の姓をハイフンでつなげた結合姓について、Forbes らが米国で実施した調査によれば、結合姓を名乗る女性は女性からは好印象、男性からは時にはネガティブな印象を持たれるが、結合姓を名乗る男性は男女ともに好印象を持たれるとのことであった[19]。

民法によって夫婦同姓が規定され、夫婦別姓も結合姓も認められない日本では、結婚改姓に対してポジティブな見方とネガティブな見方の両方が存在する。菊池による聞き取り調査の結果から当事者の感じ方が分かる[20]。この調査では、非法律婚者(事実婚)も全て自らを既婚者と認識していた。法律婚で旧姓を使用したいが職業を持たない女性は、働いていないと生来の姓を使える場面がほとんど無いと言い、一方で名乗り分けができる状況にある女性は、職業人として自分の名前、親として子供と同じ姓を柔軟に名乗り分け、役割を意識するという。名乗るという意味では、ある程度の選択肢はあるものの、制度は柔軟ではない。Maher は、制度による改姓が強制であることに着目し、結婚、離婚、再婚といったことを強制的に公表させられることが、女性のプライバシー権の侵害であると指摘した[21]。夫婦別姓が数十年の間話題になりつつも、法制度に反映されない背景には、毎年の世論調査で常に6割を超える回答者が「子供への影響」を懸念しているという背景もある[22]。このように、結婚後の姓に関しては、個人のアイデンティティだけでなく、家族の一員としてのアイデンティティを考えねばならない面、ならびに、法制度のみならず社会的な役割に関する一種の強制力が存在すると言えるだろう。

## 4. 調査

### 4.1 動機と概要

結婚に伴い、日常生活において複数の名前を名乗り分けている人は、インターネットを含め、どのように名前を使っているのだろうか。また、結婚を経て名前を使い分けの人にとって、「本名」とは何だろうか。

日常生活(オフライン)とインターネット利用(オンライン)における名乗りの状況を明らかにするため、旧姓使用あるいは事実婚の形で複数の姓を名乗り分けている人を対象に調査を行った。こうしたライフスタイルを選んでいる回答者を探すことは困難であったため、Web アンケートを実施する調査会社による出現率調査を行い、十分なサンプルが得られることを確認した上で本調査を実施した。調査対象は、20代から50代までの男女で、法律婚で旧姓を使用している人(Legal Marriage: 以下LM)・事実婚(De Facto Marriage: 以下DM) をしている人それぞれ8つのセルに割付をして調査を実施した。概要は表の通りである。

表 1 調査概要

時期	2016年1月29日～2月1日(4日間)
方法	Web アンケート(楽天リサーチ)
対象	20-59歳 全国の既婚男女 (20,000よりスクリーニング: 法律婚旧姓使用あるいは事実婚で名前を使い分けしている)
有効回答数	530(男性103・女性427) 旧姓使用者(LM) 265 ・ 事実婚者(DM) 265
セル割付	20代～50代 旧姓使用者(LM)・事実婚者(DM)で各66-67名ずつ 8セル

なお、旧姓使用者(LM)のみの名乗り分け全般の分析結果は[23]において、また用途別および相手別の名乗りについては[24]において既に報告している。旧姓使用者(LM)および事実婚者(DM)者双方の名乗り分けの概要については[25]において報告している。これまでの報告では、戸籍姓と旧姓という観点から分析したが、本稿では、「本名」といったときに文脈によっては戸籍姓、あるいは家族との同一姓をさす場合があることから、「名乗りの文脈」という枠組を設定し、さらなる分析を加えている。

### 4.2 分析の観点とリサーチクエスチョン

分析においては、「名乗りの文脈」「本名」「メディア」の3つの軸を設定した。まず、「名乗りの文脈」として人間関係に着目し、(A)職業上(職場・職場外) (B) 親戚 (C) 友人に分類した。次に、先行研究を元に、「本名」を次の3つのカテゴリに分類した。(1)戸籍上の名前 (2) 生来の名前(3) 配偶者と同一の名前 旧姓使用者(LM)の場合は、(1)と(3)は同一であり、事実婚者(DM)の場合は(2)と(3)が同一である。最後に、「メディア」として、(X)日常生活(オフライン)と(Y)ソーシャルメディア(オンライン)に分類した。

上記を元に、以下のリサーチクエスチョンを設定した。

RQ1: 職業上(A)は、(1)戸籍上の姓と(2)生来の姓のどちらが使われているのか?

RQ2: 親戚関係(B)と友人関係(C)では、(1) 戸籍上の姓 (2) 生来の姓 (3) 配偶者と同一姓 がどのように使われているのか。

RQ3: 年賀状では、(1) 戸籍上の姓 (2) 生来の姓 (3) 配偶者と同一姓 がどのように使われているのか。

RQ4: オンライン(X)とオフライン(Y)では名前の使い方に違いがあるのか?

## 4.3 結果

### 4.3.1 オフラインの名乗り

#### (1) 普段の生活

普段の生活全般における名乗り分けについては、表 2 の通りである。なお、それぞれの年代ごとに有意な差(p<.01)があった。LM内では、20代が配偶者と同一姓(57.6%)が最多で、使い分け(19.7%)が最少であり、逆に50代は配偶者と同一姓が34.8%で最少、生来の姓(28.8%)と使い分け(36.4%)がいずれも最多であった。DMでは、20代・30代は生来の姓が53～54%に対して配偶者と同一姓は36%前後だが、40代・50代では配偶者と同一姓の割合が43～45%と高くなる。いずれの年代も使い分けの割合は10%以下だが、50代は1.5%と際だって少ない。

表 2 日常生活における名乗り方(SA)

形態	生来の姓	配偶者と同一姓	使い分け
LM	22.6% (旧姓)	47.5% (戸籍姓)	29.8%
DM	52.5% (戸籍姓)	40.8% (通称)	6.8%
(全体)	37.5%	44.2%	18.3%

(2) 職場

職場での旧姓使用については、LMの就業者のみ(N=180)を対象とした。その結果、旧姓使用が77.8%、戸籍姓使用が22.8%であった。旧姓使用において、性別では男性(68.4%)、女性(78.9%)であり(p<.01)、年代別では30代が最多(83.7%)、次いで20代(80.9%)、40代(77.3%)、50代(67.5%)であった(p<.01)。

(3) 親戚・友人関係

親戚関係および友人関係における名乗りについては、回答者全体での結果は表3の通りであった。親戚関係では配偶者と同一姓、友人関係では生来の姓が最多であった。LMとDMそれぞれの内訳、ならびに普段の生活での名乗り分けとの比較を図1に示す。LMでは、関係性による名乗りの傾向は異なり、親戚関係では配偶者と同一姓が多くを占めるが、友人関係では使い分けが最多である。DMでは、親戚・友人ともに戸籍姓でもある生来の姓が半数以上を占め、通称としての配偶者と同一姓、使い分けという順であった。

表 3 人間関係における名乗り(全体)

	生来の姓 (LM:旧姓)(DM:戸籍姓)	配偶者と同一姓 (LM:戸籍姓)(DM:通称)	使い分け
親戚	36.8%	46.8%	16.4%
友人	44.3%	24.0%	31.7%

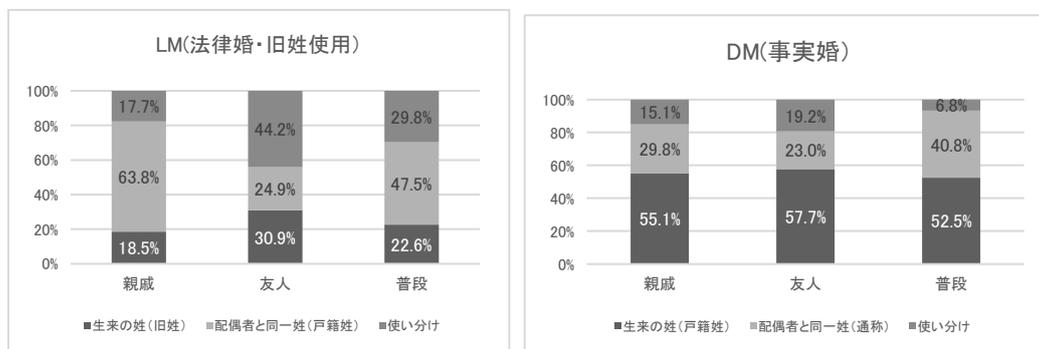


図 1 人間関係ごとの使い分け(LMおよびDM)(SA)

(4) 年賀状

年賀状を差し出す際に、どのように差出人を記入するかについて聞いた結果が表4である。「一方が旧姓併記」および「夫婦単独で配偶者の姓」において、LMとDMで有意差がみられた(p<.01)。なお、LM/DMと年代によるカテゴリ別に見たときには、表内の網掛け部分、「旧姓併記」と「夫婦単独/生来の姓」「夫婦単独/相手の姓」において有意差がみられた(p<.01)。「旧姓併記」がもっとも多かったのはLM20代(9.1%)であった。夫婦連名ではなく、単独で出すのは、高齢層にみられた。「夫婦単独/生来の姓」は、DMよりもLMの方が多く、LM50(24.2%)が最大であり一方でLM30(1.5%)が最少であった。DMではDM20と30は7~8%、DM40とDM50はいずれも10%強であった。「夫婦単独/相手の姓」でも、LM50(22.7%)が最大であり、DMではDM50のみ10.6%であった。

表 4 年賀状の差出人 (MA)

	夫婦連名				夫婦単独		その他	出さず
	夫フルネーム・妻名のみ	夫婦同姓フルネーム	夫婦別姓フルネーム	一方が旧姓併記(**)	生来の姓	配偶者の姓(**)		
LM	48.3%	15.1%	4.2%	4.9%	9.1%	14.7%	0.8%	17.4%
DM	40.8%	17.7%	4.9%	0.4%	9.8%	4.9%	0.4%	27.9%

### 4.3.2 オンラインの名乗り

#### (1) 名乗り方

ネットサービス利用時の名乗り方は、表 5 の通りである。LM と DM では使い方に有意差がみられた(p<.01)。LM では同じ名前と使い分けがほぼ半々であったが、DM では常に同じ名前が 7 割を占めていた。また、他の質問とのクロス集計の結果、職場での旧姓使用の有無によっても有意差がみられた(p<.01)。LM 内でも、職場で旧姓を使っている場合、「いつも同じ名前」を選ぶ割合が高くなった。

表 5 ネットサービス利用時の名乗り方 (SA)

	いつも同じ名前	用途によって変える	適当に使い分け	考えていない
LM	41.9%	38.5%	12.1%	7.5%
DM	70.9%	10.6%	8.3%	10.2%
(クロス集計)				
LM:職場で戸籍姓	30%	50%	15%	5%
LM:職場で旧姓	45.7%	36.4%	10%	7.9%

#### (2) Facebook および Twitter での名前と交流相手

本名による利用を規定する Facebook と、自由に名前を決められる Twitter における名乗りの傾向をみた結果は、表 6 の通りである。Facebook 利用では LM の方が本名を使っている割合が高いが、Twitter では逆に DM の方が高い。ニックネーム利用をみると、日常生活のニックネームを LM が Facebook よりも Twitter で多く使っており、ネットのみのニックネームは、LM も DM も Twitter でより多く使っていた。

表 6 Facebook および Twitter での名前

	本名	日常生活のニックネーム	ネットのみのニックネーム
FB: LM(N=132)	76.5%	15.2%	9.8%
FB: DM(N=110)	71.8%	22.7%	10.9%
TW: LM(N=82)	15.9%	46.5%	61.0%
TW:DM(N=55)	25.5%	21.8%	52.7%

#### (3) Facebook での名前および交流相手

いわゆる「本名」以外の旧姓や通称をニックネームとして併記できる Facebook において、Facebook の利用者(N=242)は、どのように名乗っているのかを聞いた。なお、この設問は LM および DM で同一のものを用いたため、DM の回答者は「旧姓」をそれぞれ異なる意味でとらえる可能性があるため、項目別の比較は LM のみとし、複数姓の併記のみ LM と DM を比較した。LM 群内の内訳は図 2 の通りである。旧姓のみの記載が最多であり、併記、戸籍姓のみと続いた。なお、両姓の併記については、LM が 27.8%に対し、DM は 20.0%であった。性別および年代とのクロス集計において、有意差がみられた(p<.01)。クロス集計の結果は図 3 の通りである。

Facebook での交流相手について、世代・年代のセルとクロス集計を行い、有意差がみられたものを表 7 に示す。それぞれの相手毎に多かった順に 2 つ網掛けをした。LM,DM に関わらず 20 代では回答者が多い。結婚前の友人はいずれも半数をこえている。

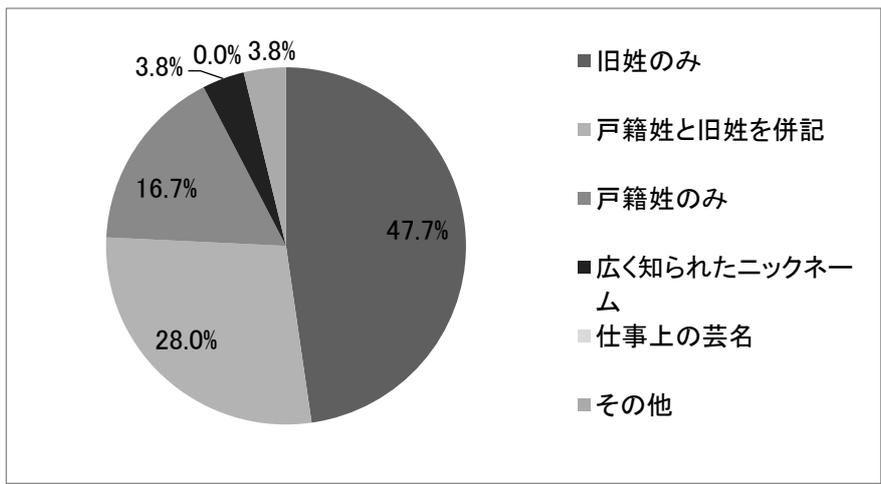


図 2 LM: Facebook での名前 (SA) (N=133)

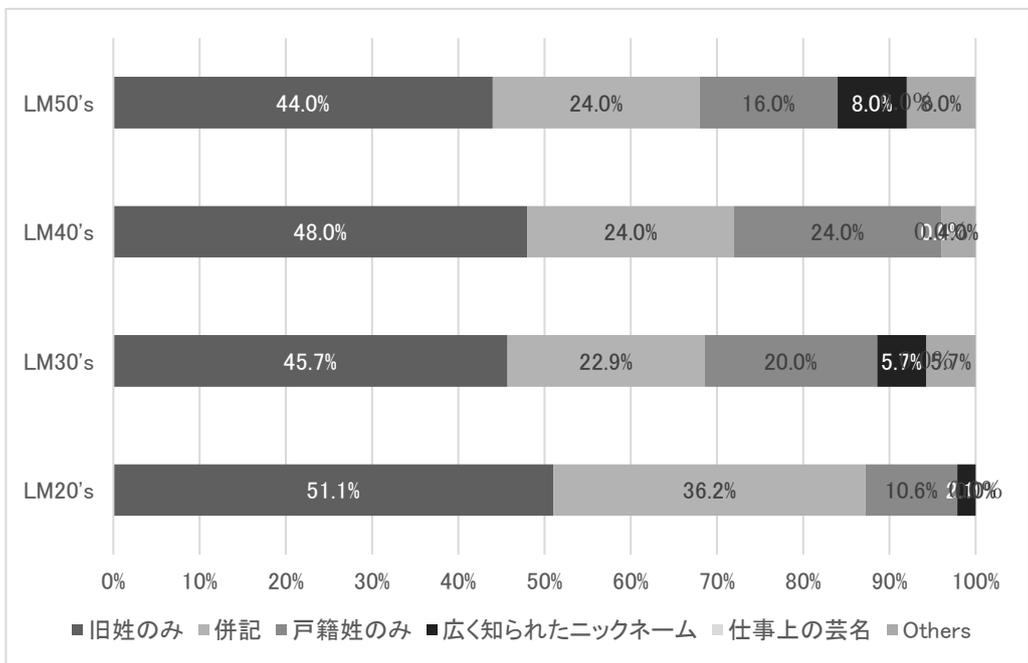


図 3 LM 年代クロス集計: Facebook での名前

表 7 Facebook 交流相手(有意差あり\*\*のみ)

	FB)結婚前の友達	FB)結婚後の友達	FB)同僚	FB)仕事関係者	FB)ママ友・パパ友
LM20	69.7%	39.4%	36.4%	22.7%	13.6%
LM30	46.3%	28.4%	20.9%	19.4%	7.5%
LM40	33.3%	28.8%	13.6%	9.1%	9.1%
LM50	24.2%	13.6%	6.1%	7.6%	4.5%
DM20	50.0%	36.4%	30.3%	19.7%	15.2%
DM30	39.4%	22.7%	15.2%	16.7%	16.7%
DM40	20.9%	13.4%	13.4%	4.5%	1.5%
DM50	9.1%	10.6%	9.1%	7.6%	4.5%

#### (4) ネット利用時の「本名」の定義

ネットサービス利用時の本名の定義について質問した結果は表 8 の通りであった。旧姓を使用している LM の方が、旧姓を本名に含める割合が高い一方で、DM の方がニックネームを本名に含める割合が高い。本名の定義に旧姓を含めるか否かでは、性別、職場での旧姓使用状況ならびにカテゴリごとのクロス集計において有意差がみられた(いずれも  $p < .01$ )。まず、性別では、女性の 28.2% が旧姓を含めた一方で、男性は 7.7% であった。カテゴリごとでは、LM20 代の 51.0% が最大であったが、同じく 20 代でも DM では 12.2% にすぎなかった。また、LM50 代では旧姓を含めた者はいなかった。

表 8 ネット上の本名の定義(MA)

	戸籍名	旧姓	広く知られた ニックネーム
LM	82.2%	37.5%	4.1%
DM	82.6%	9.4%	6.0%

### 5. 考察

本節では、RQ を元に結果を考察する。

#### RQ1: 職業上(A)は、(1)戸籍上の姓と(2)生来の姓のどちらが使われているのか?

職場での旧姓使用は、普段の生活全般および親戚・友人との関係と比較して(2)生来の姓としての旧姓を使っている人の割合が高かった。最多だった 30 代は、生年が 1977 年～1986 年であり、内閣府による旧姓使用申し合わせの時期に 10～20 代半ばだった年齢であるため、旧姓使用の普及とともに社会人生活に入ったと推測できる。なお、40 代は旧姓使用の普及と結婚時期が重なった頃であり、50 代はいわゆる均等法第一世代である。

なお、Facebook での交流相手として、「同僚」と「仕事関係者」が若い世代ほど選ばれており、特に 20 代では同僚の 3 割以上と交流している。職場で旧姓を使っている場合、旧姓と戸籍姓の併記、あるいは戸籍姓のみを記載した場合、普段接しているのとは違う名前を相手に見せることになる。20 代の旧姓使用者(LM)の 36.2% が旧姓と戸籍姓を併記しており、同僚に限らない仕事関係者の場合、名乗る姓の違いから、既婚かどうかなど、意図せず明らかになってしまう可能性もあるだろう。

#### RQ2: 親戚関係(B)と友人関係(C)では、(1) 戸籍上の姓 (2) 生来の姓 (3) 配偶者と同一姓 がどのように使われているのか。

旧姓使用者(LM)では、親戚関係(B)と友人関係(C)では名乗り方が異なっていた。親戚関係(B)においては、(1)戸籍上の姓かつ(3)配偶者と同一姓を名乗る割合が、友人関係(C)に比べて多数であった。友人関係(C)においては、(1)と(2)に大きな差はなく、かつ双方の使い分けが 4 割強を占めていた。事実婚者(DM)では、親戚関係(B)と友人関係(C) での名乗り方に差はなく、(1)戸籍上の姓かつ(2)生来の姓が最多数であった。

婚姻届の有無に関わらず、親戚関係(B)では(1)戸籍上の姓の利用が多数を占めていた。一方、戸籍上改姓していない事実婚者(DM)でも、4 割以上は通称として配偶者の姓を名乗ったり使い分けたりしている。配偶者を通じて、あるいは夫婦としての人間関係を築くにあたり、夫婦同姓を基本とする日本の社会では、たとえ戸籍上の名前でも配偶者と同一姓を名乗る方がふさわしいという場面があり得ると言えるだろう。

Facebook では、結婚前・結婚後の友人はいずれも交流相手になっており、(2)生来の姓で築いた人間関係、(3)配偶者の姓で気づいた人間関係があることが伺える。本人が改姓しない事実婚者であっても、配偶者を通じた人間関係は存在する。Facebook において事実婚者(DM)も複数の姓を「併記」しているのは、これらの人間関係双方における名前があるからとも考えられる。

#### RQ3: 年賀状では、(1) 戸籍上の姓 (2) 生来の姓 (3) 配偶者と同一姓 がどのように使われているのか。

年賀状を夫婦連名で差し出すあたり、旧姓使用者(LM)と事実婚者(DM)では旧姓の併記以外では有意な差はみられず、夫のみフルネームで妻は姓を省略し名前のみという回答がいずれも 4 割を超えていた。本来、事実婚者(DM)にとっては、(2)生来の姓こそが(1)戸籍上の姓であるが、年賀状という挨拶状で夫婦として差し出す場合には、(3)配偶者と同一姓、あるいは配偶者の姓のみを記載することが、礼儀上ふさわしいと判断されている可能性がある。一方で、4%程度と少数であるが、夫婦別姓のフルネームで連名にするという回答もあり、これは旧姓使用者(LM)と事実婚者(DM)で有意差はなかった。この選択肢を選んだ人にとっては、(1)戸籍上の姓がどうあれ、(2)生来の姓が自分の正式な名前という意識があるのかもしれない。

**RQ4: オンライン(X)とオフライン(Y)では名前の使い方に違いがあるのか?**

ネットサービス利用時の名乗り方として、事実婚者(DM)全般および旧姓使用者(LM)のうち、職場でも主に旧姓を使用している人は、「いつも同じ名前」を選ぶ割合が多い傾向がみられた。一方で、旧姓使用者(LM)のうち職場で主に戸籍姓を使っている人は、用途によって名前を変えていた。サービスにおける名前の種類についてみると、事実婚者(DM)は旧姓使用者(LM)に比べて Twitter で本名を使っていると答える割合が高く 25%に上るが、一方で旧姓使用者(LM)の4割強(事実婚者(DM)の2倍にあたる)は Twitter で日常生活のニックネームを使っていた。

名前の使い分けについて、日常生活における名乗りと Facebook における名乗りを比較すると、旧姓使用者(LM)が両姓を使い分けると回答は日常生活(29.8%)、Facebook (27.8%)と、いずれも大差ないものの、(2)生来の姓である旧姓については、日常生活の22.6%をFacebook47.4%が大きく上回った。Facebookでは「本名」を使うという規約はあるものの、結婚と同時にサービス上で強制的に改姓させられるわけではなく、自分の意図を反映させた名乗りだと考えられる。事実婚者(DM)に関しては、戸籍姓と旧姓の定義が必ずしも本人の認識と一致しないため、使い分けのみを比較するが、両姓の使い分けは、日常生活での6.8%に比較して20.0%と大きく上回っている。(1)戸籍上の姓かつ(2)生来の姓を基本としつつも、配偶者を通じた人間関係を築くにあたり、検索しやすい名前として、(3)配偶者と同一姓を使っている可能性も考えられる。

なお、「ネット上の本名」の定義については、全体では戸籍名が多くを占めているものの、旧姓使用者(LM)の37.5%が「旧姓」を含めており、これは事実婚者(DM)の約4倍にあたる。

**6. おわりに**

本稿では、現実の生活とソーシャルメディア利用において、利用者はどのように名乗りわけているのか、結婚改姓をしたものの日常生活で複数の名前を名乗り分けている男女を対象にアンケート調査を行い、分析した結果を示した。人間関係における「本名」とは、必ずしも戸籍上の姓だけでなく、生来の姓だったり、通称としての配偶者と同一姓だったりする可能性がある。本稿では、結婚改姓に関わる名乗りについて、日常的な名乗りと本名と旧姓の併記もできる Facebook での名乗り方と比較した。その結果、インターネット上のソーシャルメディアにおける名乗りは、必ずしも匿名性が高いとはいえず、むしろ現実の人間関係や社会的文脈を反映させつつあることが示された。

本稿の結果は、サービスにおける「名乗り」の設計に貢献できると考える。個人が人間関係によってアイデンティティを使い分けている場合、一つの名前しか名乗れないサービスでは、たとえば職場の人間関係と私的な人間関係が意図せず混ざり合ってしまうこともあるだろう。その結果、「実は結婚／離婚していたのか」「別の名前があったのか」など、プライバシーが侵害される可能性も考えられる。今後、サービスの設計において、利用者の意図に沿った名乗り分けについても検討すべきであろう。また、本稿の結果は、社会制度における旧姓使用や民法改正の議論において、戸籍上の夫婦同姓を維持して生来の姓の名乗りを自由にするか、社会的には名乗りに大きな変化は起こらない可能性から戸籍上の夫婦別姓を許容するかといった検討の材料としても貢献できると考える。

なお、本稿では、量的データによる比較のみを行った。そのため、なぜこの名前を選んだのかという動機や、因果関係を明らかにするためには、さらに質的な調査と分析が今後の課題である。

**謝辞**

本研究は、科研費若手 B(#24700250「ソーシャルメディア利用における『実名』とアイデンティティの再定義)および科研費基盤 C(#16K00468「ソーシャルメディアにおける死者のデータとプライバシーの再検討)の成果によるものである。また、本調査のデータの解釈にあたっては、名古屋市立大学の安藤究先生から助言をいただいた。

**[参考文献]**

- [1] Falk, A. 1975. “Identity and Name Changes,” *Psychoanalytic Review* (62:4), pp. 647-657.
- [2] ジュディス・バトラー(竹村和子訳)『触発する言葉: 言語・権力・行為体』岩波書店 (2015)
- [3] 総務省. 平成 28 年情報通信白書
- [4] 総務省. 平成 27 年情報通信白書
- [5] 総務省. 平成 23 年情報通信白書
- [6] 折田明子.”ネット上の CGM 利用における匿名性の構造と設計可能性”情報社会学会誌 Vol.4 No.1, pp.5-14, 2009
- [7] 折田明子”本名だけじゃ見られたくない? ~大学生の SNS 利用と名乗り”情報処理学会 EIP69 研究報告 No.13, 2015
- [8] 遠藤正敬『戸籍と国籍の近現代史』明石書店, 2013

- [9] 厚生労働省「2013 年人口動態調査人口動態統計確定数補完統計表(報告書非掲載票)より『3.婚姻件数, 夫の氏・妻の氏・都道府県(21 大都市再掲)別—平成 25 年に結婚生活に入り届け出たもの(再掲)—』」  
[http://www.data.go.jp/data/dataset/mhlw\\_20150902\\_0080/resource/8d163d6a-7092-4acc-a273-40797d535e3f](http://www.data.go.jp/data/dataset/mhlw_20150902_0080/resource/8d163d6a-7092-4acc-a273-40797d535e3f)
- [10] 男女共同参画局「国の行政機関での職員の旧姓使用について(各省庁人事担当課長会議申合せ)」(2001)  
[http://www.gender.go.jp/kaigi/danjo\\_kaigi/siryō/pdf/ka04-7.pdf](http://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siryō/pdf/ka04-7.pdf)
- [11] 「職場での旧姓使用認めず, 東京地裁判決, 女性教諭の請求棄却, 『社会に根付いていると いえず』」日本経済新聞 朝刊 42 ページ 2016 年 10 月 12 日
- [12] 有地 亨・植木とみ子『日本の家族—身の上相談に見る夫婦、百年の変遷』海鳥社, 2008
- [13] Zhao, S., Grasmuck, S. and Martin, J. 2008. “Identity Construction on Facebook: Digital Empowerment in Anchored Relationships,” *Computers in Human Behavior* (24:5), pp. 1816–1836.
- [14] Bargh, J. A., McKenna, K. Y., and Fitzsimons, G. M. “Can You See the Real Me? Activation and Expression of the “True Self” on the Internet,” *Journal of Social Issues* (58:1), pp. 33–48, 2002
- [15] Hu, Chuan, Zhao, Li and Huang, Jiao; “Exploring Online Identity Re-Construction in Social Network Communities: A Qualitative Study Exploring Online Identity Re-Construction in Social Network Communities: A Qualitative Study” PACIS 2014 Proc. 2014
- [16] Bauer, C. and Schiffinger, M. 2016. “Perceived Risks and Benefits of Online Self-Disclosure: Affected by Culture? A Meta-Analysis of Cultural Differences as Moderators of Privacy Calculus in Person-to-Crowd Settings,” *Proceedings of ECIS 2016*.
- [17] Preibusch, Sören, Krol, Kat and Beresford, Alastair R. “The privacy economics of voluntary over-disclosure in web forms” *The Economics of Information Security and Privacy*, pp. 183–209, 2013
- [18] L.K. Shueble and D.R. Johnson, “Married Women’s Situational Use of Last Names: An Empirical Study” *Sex Roles* Vol. 53, No. 1/2, pp. 143–151, July 2005
- [19] G.B. Forbes, L.E. Adams-Curtis, K.B. White and N.R. Hamm “Perceptions of Married Women and Married Men with Hyphenated Surnames,” *Sex Roles* (46:5–6), pp. 167–175, 2002
- [20] 菊池慶子「婚姻時の夫婦別姓選択をめぐる葛藤と振る舞い」奈良女子大学社会学論集第16号 pp. 145–163, 2009
- [21] Maher, J.C. “夫婦別姓：日本における結婚と姓名変更の政策について” *国際基督教大学教育研究* 42, pp. 229–240, 2000
- [22] 折田明子 “価値観の対立から制度設計へ—審議されない選択的夫婦別姓制度を事例に” *政策情報学会誌* Vol. 3 No. 1, pp. 15–22, 2009
- [23] 折田明子 “ネットサービス利用時の実名と旧姓使用. 経営情報学会” 2017 年春季全国研究発表大会予稿集, 2017
- [24] 折田明子 “ソーシャルメディア利用における旧姓の名乗り分け” *情報処理学会 EIP75 研究報告* No. 10, 2017
- [25] A. Orita, “What Real Name Do You Use Online? : Situational Use of Maiden and Legal Name in Japan” (ICRIIS 2017 にて 7 月に発表予定・査読済)

(2017 年 7 月 1 日受理)